

鷺ヶ峰けやき公園多目的広場管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鷺ヶ峰けやき公園多目的広場（以下「多目的広場」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の所在地)

第2条 この要綱の適用をうける施設は次のとおりとする。

鷺ヶ峰けやき公園多目的広場 川崎市宮前区菅生ヶ丘33番1

(使用内容)

第3条 多目的広場は、宮前区の地域スポーツ及び健康づくり等の振興を目的とし、青少年の健全育成、高齢者の健康増進及び地域コミュニティ活動等を図るため、グラウンドゴルフ、キャッチボール（硬球不可）、サッカー練習（フットサル含む）、健康体操、防災訓練等で使用することができる。

(使用者の範囲)

第4条 多目的広場は、事前に登録した団体を対象に、別表に定める時間帯のみ専用使用することができる。

2 前項以外の時間帯は、個人で自由に使用することができる。

(使用料)

第5条 施設の使用料は、無料とする。

(使用者の責務等)

第6条 多目的広場を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用中は、安全管理に十分配慮すること。
- (2) 施設内を清潔に保つこと。
- (3) 火気を使用し、又は危険を引き起こす行為をしないこと。
- (4) 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (5) ごみは必ず持ち帰ること。
- (6) 使用に伴う事故及び隣接する用地や施設等への損傷事故等については、使用者の責任において処理すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理に必要な指示に反する行為をしないこと。

(禁止行為)

第7条 禁止行為は、次のとおりとする。

- (1) 防球ネットへボール等をぶつける行為
- (2) 金属や木製等の硬質なバットの使用及びゴルフ練習

- (3) 金属製スパイクの使用
- (4) バードゴルフ等、グラウンドを損傷する恐れのある行為
- (5) 喫煙、花火、焚き火等の火気使用及び危険な遊び等、他人の迷惑となる行為
- (6) 使用に当たって、地面の掘削を要する行為及び重量物を設置する行為
- (7) 私物の無断放置
- (8) 過度の応援、楽器の使用等、近隣住民の迷惑となる行為
- (9) 盲導犬・介助犬以外の動物を連れての立入り
- (10) 営利を目的とする行為
- (11) 特定の政治活動及び宗教活動を目的とする行為
- (12) 他人に危害を及ぼす恐れのある行為
- (13) 川崎市が許可した場合を除く、広告物を掲げ若しくは、宣伝ビラ等を配布する行為
- (14) 川崎市が許可した場合を除く、多目的広場への車両（自転車を含む）の乗り入れ
- (15) その他、川崎市都市公園条例で禁止する事項。

（使用制限）

第8条 次の各号の一に該当する者については、多目的広場の使用を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす恐れのある者。
- (2) 他人の迷惑となる物品等を携帯する者。
- (3) 公序良俗を乱す恐れがあると認められる者。
- (4) 前条の行為をたびたび行い、管理者の注意に従わない者。
- (5) その他管理運営上必要な指示に従わない者。

（使用の中止及び停止）

第9条 宮前区役所は、管理上必要がある場合、いつでも使用を中止、又は停止することができる。

（施設の管理運営）

第10条 多目的広場を有効に活用するため、鷲ヶ峰けやき公園管理運営協議会に多目的広場運営部会（以下「運営部会」という。）を設置する。

2 運営部会は、地域スポーツ及び健康づくり等の振興を図るため、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 多目的広場の利用調整に関すること。
- (2) 多目的広場の適正利用に関すること。
- (3) 多目的広場の軽易な整備に関すること。
- (4) 多目的広場の有効活用に関すること。
- (5) 団体使用状況の報告
- (6) その他多目的広場の管理運営に関して必要なこと。

(運営部会の会員)

第11条 運営部会の会員（以下「会員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 鷲ヶ峰けやき公園管理運営協議会会員
- (2) 多目的広場の利用登録団体（以下「登録団体」という。）から推薦された者（1団体1名）
- (3) その他運営部会の目的を達成するために必要と認められる者

(運営部会の役員)

第12条 運営部会に次の役員を置き、会員の互選により定める。ただし、部会長は鷲ヶ峰けやき公園管理運営協議会役員から選出する。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名
- 2 部会長は、会務を総理し、運営部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 役員任期は、原則として2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。

(運営会議)

第13条 部会長は、年1回以上運営会議を開催し、多目的広場の使用等に関する運営方法等の改善などについて協議する。

- 2 部会長は、運営会議の結果について、1年間の活動報告とともに宮前区役所へ報告する。

(利用調整会議)

第14条 部会長は、登録団体が、多目的広場を適正かつ公平に使用するため、3月、6月、9月、12月に利用調整会議を開催する。

- 2 部会長は、利用調整会議で、次に掲げる内容を調整する。
 - (1) 多目的広場の専用使用を希望する登録団体を召集し、3ヶ月分の多目的広場の利用日程等を調整する。
 - (2) 利用調整会議は、各登録団体の意向を踏まえると同時に、地域で開催される行事等に十分配慮するものとする。
 - (3) 利用調整を行った場合には、その都度、利用調整兼結果報告書（第1号様式）を宮前区長に提出するものとする。

(個人情報の管理)

第15条 運営部会は、会の運営及び利用調整等を行う上で川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(関係機関との連携)

第16条 多目的広場の利用調整を行うに当たっては、宮前区役所地域振興課と連携を図りながら行うものとし、施設の維持管理等については、宮前区役所道路公園センターと連絡調整を行い、指示に従うこと。

2 宮前区役所地域振興課は、運営部会の指導・助言を行うものとする。

(運営部会の設置)

第17条 運営部会を設置するものは、「結成届」(第2号様式)及び「役員等名簿」(第2号様式の2)を宮前区長に提出するものとする。

(役員等の変更)

第18条 運営部会の役員等に変更が生じた場合は、「役員等変更届」(第3号様式)を速やかに宮前区長に提出するものとする。

(多目的広場等の管理)

第19条 運営部会は、多目的広場の利用調整等にあたり善良な管理者の注意を持って行わなければならない。

2 運営部会は、多目的広場等の形状、形質等を変更してはならない。

(運営部会の廃止)

第20条 運営部会を廃止する場合は、事前に宮前区役所地域振興課と協議し、「廃止届」(第4号様式)を宮前区長に提出するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、宮前区長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

鷲ヶ峰けやき公園多目的広場専用使用区分

	午前区分(9時~12時)	午後区分(13時~16時)
平日	可能	不可
土・日・祝日	可能(※)	可能(※)

※ただし、「土・日・祝日」については、毎月午前区分3回、午後区分3回は、自由開放とする。